

## 交野市外出促進・居場所づくりに係るまちづくり提案型事業審査基準

別紙

(審査基準)

第1条 交野市外出促進・居場所づくりに係るまちづくり提案型事業選考会議設置要領  
 (以下「要領」という。)第5条に規定する審査基準は、次の表の審査項目によるものとする。 (30点満点)

審査項目	配点
評価の視点	
①的確性 居場所づくりと居場所への移動をサポートする仕組みができているか	5
②効果及び成果 居場所づくりと居場所への移動をサポートする効果や成果が期待できるか	5
③具体性 事業内容及び実施方法は具体的に考えられているか	5
④公益性 特定の者だけでなく、地域住民に利益が還元されるか	5
⑤継続性 安定的かつ実現可能な組織体制となっているか	5
⑥妥当性 事業に見合った予算規模となっているか	5

(採点方法)

第2条 採点方法は、提案事業ごとに各委員が次の表の区分により採点する。

区分	評価点
非常に高い	5
高い	4
普通	3
低い	2
非常に低い	1

(選定)

第3条 前条の規定により、委員が採点した結果を基に提案事業ごとに平均点を算出したのち、予算の範囲内で高い順により選定するものとする。

2 前項の規定により評価点が同点の場合は、次の各号に定められた項目について、点数の高い提案事業を選定するものとする。

(1) 第1条の審査項目の①と②の合計点

(2) 前号の規定により評価点が同点の場合は、第2条の審査項目の①の点数の高い提案事業を選定するものとする。

(3) 前号の規定により評価点が同点の場合は、第2条の審査項目の②の点数の高い提案事業を選定するものとする。

(4) 前号の規定により評価点が同点の場合は、提案事業の申請金額に応じて、予算額を按分する。

3 平均点が6割(18点未満)に満たない場合は、不採択とする。

(その他)

第4条 事業を提案する者は、選考会議においてプレゼンテーションを行わなければならない。

2 選考会議は、提案事業の内容について、市担当部局に意見を求めることができる。

附 則

この基準は、令和4年4月1日より運用する。